

電波監理審議会（第940回）議事要旨

1 日 時

平成21年3月11日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

（1）電波監理審議会委員

濱田 純一（会長）、小館 香椎子、松崎 陽子、山田 攝子

（2）電波監理審議会審理官

森下 浩行

（3）幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

（4）総務省

吉田電波部長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

（1）無線設備規則の一部を改正する省令案及び周波数割当計画の一部変更案について

（21.1.21 諮問第1号及び第2号）

ラジオゾンデの高度化に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第456回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

（2）電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（21.1.21 諮問第3号及び第4号）

3.9世代移動通信システムの導入及び2GHz帯TDD移動通信システムの追加等に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第457回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

（3）広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立ての付議について

(付議第3号及び第4号)

平成21年3月11日付けで付議された、総務大臣が行った平成20年総務省告示第649号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の一部及び平成20年総務省告示第657号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る個人及び短波放送受信者100名による異議申立てについて、総務省から次のとおり2件併せて説明があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として森下浩行をそれぞれ指名した。

○ 総務省の説明

付議第3号及び第4号は、ともに平成20年12月9日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の一部の取消しを求める異議申立てが提起されたものである。

付議第3号について、異議申立ての年月日は、平成21年2月6日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は平成19年付議第24号、平成20年付議第1号、同年付議第2号、同年付議第5号、同年付議第7号及び同年付議第10号と同様の個人1名となっている。

異議申立てに係る処分については、平成20年12月9日付けで官報告示された型式指定処分のうち7件である。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立資格を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は放送受信者として申し立てているが、申立人はアマチュア無線局の免許人でもあることから、今後具体的な法的利益について事実関係が明らかになる可能性もあることから、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で証明を求めていきたいと考えているため、審査を留保している。

付議第4号について、異議申立ての年月日は、平成20年2月6日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は短波放送受信者100名となっている。

異議申立てに係る処分については、平成20年12月9日付けで官報告示された型式指定処分のうち7件である。

電波法令に基づき、総務省において形式審査した結果、異議申立人の申立資格、代表者の資格証明及び異議申立書の記載事項の一部を除き、「適」としている。異議申立人の申立資格については、異議申立人は短波放送受信者として申し立てているが、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で証明を求めていきたいと考えているため、審査留保をしている。また、代表者の資格証明及び異議申立書の記載事項の一部については、不備部分について補正を求めて

いるので、審査留保としている。

しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

(4) 電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について (諮問第12号)

本件は、諮問第13号と関連する事案であったため、諮問第13号と一緒にして総務省の説明があった。

(5) 周波数割当計画の一部変更案について (諮問第13号)

本件は、諮問第12号と関連する事案であったため、諮問第12号と一緒にして次のとおり総務省から説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第12号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第13号については、諮問第12号と一緒にして意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一緒に意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手続を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化、800MHz帯空港無線電話通信(空港MCA)システムの廃止及び航空非常用周波数の聴守義務の見直しに関する関係規定を整備するものである。

まず、Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化について、同システムは、現在、株式会社NTTドコモが地方公共団体における防災用、企業の災害対策用等のサービスを提供しており、平成19年度末で約4万件の契約が締結されているが、伝送速度が下りで64kbpsと非常に遅いことが課題である。そのため、高速化等の要望を受け、高度化に係る技術的条件について情報通信審議会に諮問し、平成21年1月に同審議会より答申を得たところである。

これを踏まえ、現行毎秒1万8,000ビット以下とされている同システムの無線設備の送信速度の規定を削除する等の改正を行うものである。

2点目は、800MHz帯空港無線電話システムの廃止についてである。同システムは国内の主要空港である成田、羽田、那覇及び関西空港の4空港において、アナログ方式により使用されていたが、デジタル化することに伴い、800MHz帯から400MHz帯へ移行させていた。この移行が平成20年4月に完了したことから、800MHz帯における同システムに係る関係規定を削除するものである。

3点目は、航空非常用周波数である121.5MHzの聴取義務の見直しについてである。

航空非常用周波数とは、国際民間航空機関（ICAO）条約により洋上での長時間飛行する場合及び陸上での搜索・救助が特に困難な地域を飛行する航空への搭載が義務付けられている航空機用救命無線機（ELT）から航空機が墜落した場合等に着水や衝撃により自動的に発信される非常信号として使用されている周波数であり、特に指定する地域において聴取することが義務付けられているものである。

しかしながら、今般、ICAO条約の改正によりすべての飛行機及びヘリコプターは必ずELTを1台は装備しなければならなくなったことに伴い、航空非常用周波数の聴取義務を同様にすべての地域に拡大するものである。

周波数割当計画の一部変更案については、800MHz帯空港MCAシステムの廃止に伴うものであり、830MHzから831.5MHzまでの周波数帯及び885MHzから886.5MHzまでの周波数帯において、無線局の目的から「電気通信業務用（空港無線電話用）」及び周波数の使用の条件から「空港無線電話用」を削除するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 航空非常用周波数の聴取義務について、本件により飛行中は常時受信状態にするということなのか、との質問に対し、そのとおりである、との回答があった。

(6) 3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針及び2,010MHzを超える2,025MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定案並びに1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部変更案について

(諮詢第14号)

3.9世代移動通信システム等を導入するための特定基地局の開設に関する指針の制定及び変更について、次のとおり総務省から説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

本件は、3.9世代移動通信システム等の円滑な導入を図るため、特定基地局の開設に関する指針（開設指針）を制定し、また、それに伴い、既に制定されている開設指針の一部を変更するものである。

1点目は、3.9世代移動通信システムの導入のための開設指針については、1.5GHz帯及び1.7GHz帯において、新規参入希望者、既存事業者を問わず、最大4者に対し10MHz又は15MHzを割り当てるものである。人口カバー率に関しては、開設計画の認定の日から5年以内に、各総合通信局等の管轄区域内における3.9世代移動通信システム又は3.

5世代移動通信システムの高度化システムによるサービス提供が可能な地域を50%以上にする計画を有することを要件とする。

また、本件においては、3.9世代移動通信システム以外の第3世代及び3.5世代移動通信システムの使用も認めることにより、事業者の経営の自由度等を高めるものである。なお、北海道、関東、東海、近畿、中国及び九州の6ブロックにおいては、1.5GHz帯において15MHz幅で割り当てる周波数のうち10MHz幅に関して平成26年3月末まで使用不可としている。

2点目は、2,010MHzを超える2,025MHz以下の周波数に係る開設指針について、現在この周波数帯に関しては、2つの通信方式のみを規定しており、新規参入希望者にのみに割当ることとしていたが、新たに5つの通信方式を追加し、合計で7つの通信方式を認め、既存事業者についても割当可能とし、最大1者に対し15MHz幅を割り当てるものである。

人口カバー率については、3.9世代移動通信システムの導入のための開設指針と同じく5年以内に各総合通信局の管轄区域ごとに50%以上とする。

3点目は、1.7GHz帯又は2GHz帯においては、既に開設指針を制定していることから、現行の開設指針の一部変更を行い、本件により制定される開設指針に係る部分を削除するものである。

また、本件諮問に先立ち、総務省が行った意見募集の結果、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、個人、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、イー・モバイル株式会社、京セラ株式会社の6者から意見提出があり、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及びイー・モバイル株式会社の4者からは本件に対し賛成との意見が提出された。

個人から4つの意見があり、1つ目は3.9世代移動通信システムという名称を、第4世代移動通信システムとしてもいいのではないかとの意見であったが、総務省としては第4世代移動通信システムに極めて近い第3世代移動通信システムとして広く認知されていることから、3.9世代移動通信システムとすることが適当であると考えている。

2つ目は、1.5GHz帯において3者に15MHz幅を割り当てることが利便の向上につながるとの意見であったが、総務省としては、これは情報通信審議会からの答申において、15MHz幅で運用した場合には、13MHz幅のガードバンドを確保しなければならないこととされていることを踏まえ、15MHz幅を3者に割り当てるることは技術的に不可能であると考えている。

3つ目のデジタルMCAシステムの使用期限を前倒しすべきであるとの意見であったが、総務省としては、現在の利用者の円滑な移行等のために十分な期間を確保する必要があることから、対応が困難であると考えている。

4つ目は、1.7GHz帯における東名阪バンドについて、東名阪以外の地区での使用が可能とすべきである、との意見であったが、総務省としては、当該周波数は現在公共業務用として使用されているため、携帯電話に使用することは困難であると考えている。

京セラ株式会社からの意見については、使用区域を全国に限らず、地域の必要性に応じて柔軟に割当てをすべき、又は地域の事情等に応じて人口カバー率を設定すべき、との意見であったが、総務省としては利用者の利便や電波の有効利用に資するため、1者に15MHz幅を割り当て、各総合通信局等の管轄区域ごとに人口カバー率50%以上とすることを考えている。

イ 主な質疑応答

- ・ 人口カバー率を達成しているかについてはどのように確認するのか、との質問があり、開設計画認定後、3カ月ごとに事業の進捗状況を総務省に対し報告しなければならないこととしており、開設指針において求めている要件を達成できなかった場合には様々な処分の対象となる、との回答があった。

(7) IPSTAR Company Limited 所属特定無線局の包括免許について

(諮詢第15号)

IPSTAR Company Limitedに対する特定無線局の包括免許について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

本件は、IPSTAR Company Limitedから申請のあったVSAT地球局に係る包括免許についてである。

申請者のIPSTAR Company Limitedは、タイ国の衛星通信事業者であるTHAI COMの子会社であり、同社は既にアジア・太平洋地域9カ国で事業を展開しており、合計で約17万の契約者がいる。

本件に係るシステムについては、Ku帯を使用し静止衛星とVSAT地球局の間で通信を行うものであり、最大伝送速度はベストエフォートで、下りが1Mbps、上りが512kbpsであり、デジタルディバイド解消対策として期待をされている。

申請内容については、電波法第27条の4の規定に基づき、申請内容について審査した結果、適当と認められたため、免許を与えることについて諮詢を行うものである。

イ 主な質疑応答

- ・ ブロードバンド分野におけるデジタルディバイド解消対策のためのサービス提供は初めてなのか、との質問に対し、衛星通信による一般家庭向けのサービスは本件が初めてとなるが、今後同様のサービスが出てくるのではないかと考えている、との回答があった。

(8) 日本放送協会に対する平成21年度国際放送実施要請について

(諮詢第16号)

本件は、諮詢第17号と関連する事案であったため、諮詢第21号と一緒にして総務省の説明があった。

(9) 日本放送協会に対する平成21年度委託協会国際放送業務実施要請について

(諮詢第17号)

本件は、諮詢第16号と関連する事案であったため、諮詢第16号と一緒にして総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、日本放送協会(NHK)に対し諮詢第16号においてラジオ国際放送について、諮詢第17号においてテレビ国際放送について実施要請を行うものである。

放送要請制度は、放送法第33条に基づき、総務大臣がNHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送又は委託協会国際放送業務を行うよう、NHKの放送番組の編集の自由に配慮して要請するものであり、また、NHKは総務大臣から要請があったときは、これに応じるよう努めると規定されているものである。

また、放送法第35条に基づき、放送要請に応じてNHKが行う国際放送に要する費用は国が負担することとなっている。

本件の要請内容については基本的に、平成20年度の要請内容を踏襲している。すなわち、テレビ国際放送に関しては、対象を外国人向けの放送に限定し、全世界を放送区域として、平成21年度は24.5億円を交付する予定としている。ラジオ国際放送に関しては、テレビ国際放送の補完的な役割と位置付け、要請対象は日本語、中国語及び朝鮮語の3言語に限定し、放送区域についても対象の3言語の放送が行われるラジオ国際放送が行われている14区域に限定する。また、平成20年度に引き続き、放送事項に「北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること」を明記することとしている。

イ 主な質疑応答

- ・ ラジオ国際放送について、要請対象を3言語に絞ると言うが、情報劣化を招いて、外国人にいる日本人にとってデメリットにならないか、との質問に対し、ここ数年、外国人向けのテレビ国際放送の強化を図る動きの中で交付金全体の増額に努めてきたものの、国の財源にも限りがあることから、ラジオ国際放送については役割を限定せざるを得なかったが、邦人向けのライフラインとして必要な日本語放送については要請対象としている、との回答があった。
- ・ テレビ国際放送で放送するコンテンツのうち民放や番組制作プロダクションが制作した番組とあるが、地方局が作成した番組は含まれるのか、との質問に対し、著作権処理や英語化等に係る経費の問題があるが、地方局が制作した優れた番組を放送することは大いにあり得

ると考えている、との回答があった。

(10) BSデジタル放送に係る委託放送業務の認定について

(諮問第18号)

社団法人デジタル放送推進協会に対するBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

現在、地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行が進められつつあるが、地上アナログ放送が終了する平成23年7月24日までに、設備整備が間に合わない地域が発生せざるを得ない状況にある。そのため、放送衛星を使用し、関東広域圏の7番組を再送信することにより難視聴対策を講じることとしている。本件は、平成21年2月10日に社団法人デジタル放送推進協会から、BSデジタル放送に係る委託放送業務の認定申請があったものであり、申請内容は、BS放送用の周波数1波を使用し、関東広域圏の7番組を標準画質で放送したいとするものである。

申請に関し、放送法等に基づき審査した結果、適当と認められることから、認定することとしたいとするものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 本件により行われる再送信は難視聴地域以外の地域において視聴できるのか、これにより地上デジタル放送への切替えの歯止めとなることはないのか、との質問に対し、本件は、地上アナログ放送の電波が受信できるが、地上デジタル放送の電波を受信できない地域・世帯に対し、暫定的・時限的に行われるものであり、地上デジタル放送への切替えに歯止めをかけるものではないと考えている、との回答があった。

(11) 認定放送持株会社の認定について

(諮問第19号)

株式会社東京放送に対する認定放送持株会社の認定について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

認定放送持株会社制度とは、平成20年4月の改正放送法で新たに設けられたものであるが、持株会社によるグループ経営を放送事業経営の選択肢とするため制度化したものであり、1以上の地上系一般放送事業者を含む2以上の一般放送事業者を子会社としようとする会社等は、総務大臣の認定を受けることにより、マスメディア集中排除原則の緩和、外資規制の直接適用、認定放送持株会社への出資の制限といった効果を得ることができる。

本件は、株式会社東京放送から申請のあった認定放送持株会社の認定についてである。現在

放送事業者である株式会社東京放送が認定放送持株会社として、株式会社東京放送ホールディングスに、番組製作会社である株式会社TBSテレビには、放送局及び放送事業用の資産を移転することとなる。

本件申請について、放送法等に基づき審査した結果、適當と認められることから、認定することとしたいとするものである。

(文責：電波監理審議会事務局)